**複数の開発区域における一体性について**

（**許可を要する開発行為の場合**）

今回、あなたの土地利用計画にあたり、本計画地に隣接している自己の未利用地やその他周辺の未利用地（残地対象地）における今後の土地利用において、本計画地との一体性が認められる場合には、改めて全体区域を開発区域と捉え、開発許可申請が新たに必要となる場合がありますので、ご理解のほどお願いします。

「本計画地（直前の開発許可済地）との一体性がない」と判断される場合とは

（１）直前の開発行為の完了公告日の翌日から起算して3年以上経過後に行う開発行為の場合で周辺環境に支障をきたすおそれがない場合

（２）直前の開発行為の完了公告日の翌日から起算して2年以上経過後に行う開発許可による開発行為の場合で周辺環境に支障をきたすおそれがない場合

※一体性がないと判断される時点で残地対象地が居住誘導区域内に存する場合は、（１）の3年を2年、（２）の2年を1年として扱う。

記

１．本計画地の土地の表示（大字、小字、地番、地目、面積、開発する合計面積を記載）

２．残地対象地となる土地の表示（大字、小字、地番、地目、残地対象面積の合計を記載）

上記事項について確認し、都市計画法以外の他法令においても法令遵守致します。

＊開発行為の関係者（所有者、分譲業者等）

住所

（自筆にて署名）氏名

＊添付書類一覧

１．位置図（1/2500程度）　２．土地利用計画図　３．公図写し（地目・権利者情報含む）　４．求積図

５．宅地分譲の場合は宅建業の免許の写し　６．現況写真（全景がわかるもの）

７．参考資料（残地対象地が居住誘導区域内の場合はそれを証する書類（ふじタウンマップの写し等）等）

**複数の開発区域における一体性について**

（**ミニ開発の場合**）

市街化区域において面積1,000㎡以上の土地で行う開発行為については、原則、都市計画法　第29条第1項の規定による開発許可が必要となります。

今回、あなたの土地利用計画にあたり、本計画地に隣接している自己の未利用地やその他周辺の未利用地（残地対象地）における今後の土地利用において、本計画地との一体性が認められる場合には、全体区域を開発区域と捉え、開発許可申請が新たに必要となる場合がありますので、ご理解のほどお願いします。

「本計画地（直前のミニ開発）との一体性がない」と判断される場合とは

（１）直前のミニ開発の完了の翌日から起算して3年以上経過後に行う開発行為の場合で、周辺環境に支障をきたすおそれがない場合

（２）技術基準を満たす道路幅員等の確保が困難な場所において、直前のミニ開発の完了の翌日から起算して2年以上経過後に行う500㎡未満の開発行為で周辺に残地が存在せず、周辺環境に支障をきたすおそれがない場合

「直前のミニ開発の完了」とは

🞂道路位置指定については建築基準法に基づく道路位置指定の公告日又は指定日

🞂建築物の完了については建築基準法に基づく検査済証の交付日又は建築物の登記日

※一体性がないと判断される時点で残地対象地が居住誘導区域内に存する場合は、（１）の3年を2年、（２）の2年を1年として扱う。

記

１．本計画地の土地の表示（大字、小字、地番、地目、面積、開発する合計面積を記載）

２．残地対象地となる土地の表示（大字、小字、地番、地目、残地対象面積の合計を記載）

上記事項について確認し、都市計画法以外の他法令においても法令遵守致します。

＊開発行為の関係者（所有者、分譲業者等）

住所

（自筆にて署名）氏名

＊添付書類一覧

１．位置図（1/2500程度）　２．土地利用計画図　３．公図写し（地目・権利者情報含む）　４．求積図

５．宅地分譲の場合は宅建業の免許の写し　６．現況写真（全景がわかるもの）

７．参考資料（残地対象地が居住誘導区域内の場合はそれを証する書類（ふじタウンマップの写し等）等）